

共用自転車（サイクルシェアリング）運用規則（実験期間）

共用自転車の運用規則を理事会において以下の通り定める。ただし、この規則は試用実験期間中に限り有効とし、その後については正式な規則を定めて総会の承認を得た後、発行するものとする。

1. 趣旨・目的

この共用自転車利用・運用規則は、当マンションの区分所有者及び占有者（以下、区分所有者等）が遵守すべき事項を定めるものとします。

共用自転車の運用は、駐輪場対策の一環として駐輪台数の減少を目的とする。

2. 定義

共用自転車とは、管理組合が所有し、マンション居住者が利用できる自転車のことをいう。

3. 使用者

使用者は当マンションの居住者のみとする。

4. 使用申込

使用当日の先着順とし、事前予約は受け付けない。ただし、翌日の早朝（午前 8 時以前）から使用する場合に限り、前日から申し込み、鍵を受けとることができる。

5. 使用方法

(ア) 使用当日（午前 8 時～午後 5 時）に、管理事務所に備え付けの「共有自転車管理台帳」に必要事項を記入して鍵を受けとる（早朝より使用の場合は前日に受けとることができる）

(イ) 使用は当日中のみとする。

(ウ) 多くの方が利用できるように、原則として週 4 回以下の使用回数とする。

(エ) 使用申込みをしたら、すぐに使用するものとする。借りた共用自転車を駐輪場に 1 時間以上駐輪することは認められない。その場合は、使用申込みを無効とし、返却したものとする。

(オ) 使用後は、使用者の責任で駐輪場所に返却し、施錠した後、鍵を管理事務所に返却するものとする。管理人が不在の場合は、やすらぎ館・ふれあい館どちらの管理事務所で返却しても構わない。どちらの事務所にも管理人が不在の場合は、管理人に直接電話をして返却を行う。

ただし、夜間で管理事務所が閉まっている場合は、鍵を「ご意見ポスト」に入れることで返却したこととする。

6. 使用料

試用実験期間中は無償とする。（平成 26 年 9 月～平成 27 年 7 月）

7. 共用自転車の保守点検・修理・廃棄・補充

管理組合は、共用自転車を安全・快適に使用できるよう、年に 1 回程度は点検作業を専門業者に依頼することができる。点検報告により修理等が必要なときは、理事会で修理の判断を行う。また、廃棄処分になった場合は、管理組合が廃棄処分を行う。補充自転車の新規購入が必要かどうかは理事会において検討の後、理事会承認をもって購入できるものとする。

8. 共用自転車の盗難・破損・事故

(ア) 盗難にあった場合は、使用者の責任において管理事務所と警察への連絡と届け出を行う。

(イ) 共用自転車を接触や転倒などにより破損した場合は、使用者の負担において管理組合指定の自転車修理店において修理するものとする。

(ウ) 事故にあった場合は、被害者・加害者にかかわらず、使用者の責任において警察に連絡をして対応するものとする。また、管理事務所にも速やかに連絡を行う。

9. 事故における賠償責任

事故における賠償責任は、全てを使用者が負うものとする。ただし、管理組合において全住民対象の賠償責任保険に加入しているので、その保険を使用することができる。(補償額1億円まで)

10. 使用者の遵守事項

(ア) 使用中に駐輪する場合は、必ず施錠する。

(イ) 使用前に、自転車の安全点検を使用者の責任で行う。

(ウ) 違法な駐輪はしない。

(エ) 道路交通法を遵守する。

11. 使用者の禁止事項

使用者が次の行為を行った場合は、理事会にて審議し、使用者に対して使用禁止を行うことができる。

(ア) 共用自転車を通勤や通学等に使用した場合

(イ) 共用自転車を転貸した場合

(ウ) 共用自転車を改造または故意に破損した場合

(エ) 前条の遵守事項や使用規則に違反した場合

(オ) 借りたのに、使用せずにマンション内の駐輪場所に放置している場合

※使用する時間だけ借りてください。

(カ) 共用自転車の返却予定時間を連絡せずに大幅に超えて、返却を遅らせた場合

(キ) その他、当マンション住民の使用に際して支障をきたすような行為を行った場合(支障をきたす行為とは、理事会において審議して支障をきたすと認められた行為をさす)

12. バッテリー充電について

バッテリーの充電については、充電器を管理人室に設置し、管理人勤務時間内においてのみ充電をすることができるものとする。充電については、使用者からの申し出により行うことを原則とする。また、充電の途中であっても、使用者の申し出があれば充電を中断してバッテリーを自転車に戻すこととする。なお、管理人勤務時間終了時にはバッテリー残量にかかわらず充電を翌日の8時まで行うものとする。ただし、早朝に使用予定が入っている場合は、充電が完了していない自転車にもどしておくものとする。

13. その他、この規則に定められていないことについては、使用者のモラルにより適正に運用することとする。

14. この規則は平成26年10月1日～平成27年7月31日までの期間において有効とする。

平成26年10月1日